

令和2年第2回
城里町議会定例会会議録 第3号

令和2年6月16日 午前10時01分開議

1. 出席議員（14名）

1番	桜井和子君	8番	河原井大介君
2番	加藤木直君	9番	関誠一郎君
3番	猿田正純君	10番	阿久津則男君
4番	藤咲芙美子君	11番	小林祥宏君
5番	片岡藏之君	12番	杉山清君
6番	藺部一君	13番	鯉渕秀雄君
7番	三村孝信君	14番	小坪孝君

1. 欠席議員

なし

1. 早退議員（1名）

12番 杉山清君

1. 説明のため出席した者の職氏名

町	長	上遠野	修				
副	町	長	仲田不二雄				
教	育	長	高岡秀夫				
まちづくり	戦略課	長	小林克成				
総	務	課	長	鯉渕和己			
町	民	課	長	補佐	加藤孝行		
財	務	課	長	船橋行子			
税	務	課	長	鈴木貴司			
健	康	保	険	課	長	飯村正則	
長	寿	応	援	課	長	井上優	
福	祉	こ	ど	も	課	長	増井栄一
農	業	政	策	課	長	山口成治	
都	市	建	設	課	長	大津好男	
下	水	道	課	長	皆川尊志		

会計管理者（会計課長）	高瀬 浩 文
水道課長	阿久津 恵 三
農業委員会事務局長	片岡 宗 徳
教育委員会事務局長	園部 繁

1. 職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	阿久津 雅 志
主任書記	町田 めぐみ
書記	高丸 哲 史

1. 議事日程

議 事 日 程 第 3 号

令和2年6月16日（火曜日）

午前10時01分開議

- 日程第1 議案第35号 城里町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第2 議案第36号 城里町職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第3 議案第37号 城里町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 日程第4 議案第38号 城里町国民健康保険条例の一部を改正する条例について
- 日程第5 議案第39号 城里町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第6 議案第40号 町道路線の廃止について
- 日程第7 議案第41号 令和2年度城里町一般会計補正予算（第4号）について
- 日程第8 議案第42号 令和2年度城里町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）について
- 日程第9 議案第43号 令和2年度城里町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）について
- 日程第10 議案第44号 令和2年度城里町水道事業会計補正予算（第1号）について
- 日程第11 陳情第1号 国に対し、「刑事訴訟法の再審規定（再審法）の改正を求める意見書」の提出を求める陳情書
- 日程第12 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査について
- 日程第13 総務民生常任委員会の閉会中の所掌事務調査について

- 日程第14 教育産業常任委員会の閉会中の所掌事務調査について
- 日程第15 報告第32号 城里町国民健康保険条例施行規則の一部を改正する規則
- 日程第16 報告第33号 城里町立学校の教育職員の在校等時間の上限等に関する方針に関する規則の制定
- 日程第17 報告第34号 わくわく茨城生活実現事業における移住支援金交付要綱の一部を改正する告示
- 日程第18 報告第35号 令和元年台風19号による被災者に対する城里町国民健康保険税の免除に関する取扱要綱の一部を改正する告示
- 日程第19 報告第36号 令和元年台風19号による被災者に対する城里町国民健康保険一部負担金等の免除に関する取扱要綱の一部を改正する告示
- 日程第20 報告第37号 令和元年台風第19号による被災者に対する城里町介護保険料の減免に関する取扱要綱の一部を改正する告示
- 日程第21 報告第38号 令和元年台風第19号による被災者に対する城里町介護保険利用者負担額の免除に関する取扱要綱の一部を改正する告示
- 日程第22 報告第39号 城里町農業機械導入事業補助金交付要綱の一部を改正する告示
- 日程第23 報告第40号 城里町コミュニティ助成事業補助金交付要綱の制定
- 日程第24 報告第41号 城里町特別定額給付金事業実施要綱の制定
- 日程第25 報告第42号 城里町ご当地ナンバープレート選定委員会設置要綱の制定
- 日程第26 報告第43号 新型コロナウイルス感染症の影響に対する城里町国民健康保険税の減免に関する取扱要綱の制定
- 日程第27 報告第44号 城里町公共用財産の用途廃止に関する事務取扱要綱の制定
- 日程第28 報告第45号 城里町子育て世帯への臨時特別給付金支給事業実施要綱の制定
- 日程第29 報告第46号 新型コロナウイルス感染症の影響による城里町介護保険料の減免に関する取扱要綱の制定
- 日程第30 報告第47号 令和元年台風第19号による城里町集中処理浄化槽改修事業費補助金交付要綱の制定
- 日程第31 報告第48号 城里町農林畜産物生産継続支援事業実施要綱の制定
- 日程第32 報告第49号 城里町中小企業等継続応援給付金交付要綱の制定
- 日程第33 報告第50号 城里町元気アップ振興券事業実施要綱の制定
- 日程第34 報告第51号 城里町元気アップ振興券事業補助金交付要綱の制定
- 日程第35 報告第52号 令和元年度城里町一般会計繰越明許費繰越計算書
- 日程第36 報告第53号 令和元年度城里町一般会計継続費繰越計算書
- 日程第37 報告第54号 令和元年度城里町一般会計事故繰越し繰越計算書

- 日程第38 報告第55号 令和元年度城里町公共下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書
- 日程第39 報告第56号 令和元年度城里町水道事業会計予算繰越計算書
- 日程第40 報告第57号 令和元年度城里町行政評価報告書
- 日程第41 報告第58号 歴史民俗資料館（黒澤止幾生家）保存活用計画
- 日程第42 報告第59号 城里町健康づくり計画
- 日程第43 報告第60号 城里町一般廃棄物処理基本計画（改訂版）
- 日程第44 報告第61号 城里町災害廃棄物処理計画
- 日程第45 報告第62号 城里町環境センター跡地利用計画
- 日程第46 報告第63号 城里町立地適正化計画
- 日程第47 報告第64号 例月出納検査報告（3月、4月、5月執行分）
- 追加日程第1 議案第48号 城里町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について
- 追加日程第2 発議第2号 令和2年6月における城里町議会議員の期末手当の特例に関する条例の制定について
- 追加日程第3 発議第3号 刑事訴訟法の再審規定（再審法）の改正を求める意見書
- 追加日程第4 七会中跡地利用に関する調査報告
- 追加日程第5 発議第4号 杉山清議員に対する議員辞職勧告決議について
- 追加日程第6 城里町議会議長辞職の許可について
- 追加日程第7 選挙第4号 城里町議会議長の選挙について
- 追加日程第8 城里町議会副議長辞職の許可について
- 追加日程第9 選挙第5号 城里町議会副議長の選挙について
- 追加日程第10 城里町議会運営委員会委員辞任の許可について
- 追加日程第11 城里町議会運営委員会委員欠員補充の選任について
- 追加日程第12 議案第49号 城里町監査委員の選任につき同意を求めることについて

1. 本日の会議に付した事件

- 議案第35号
- 議案第36号
- 議案第37号
- 議案第38号
- 議案第39号
- 議案第40号
- 議案第41号
- 議案第42号

議案第43号

議案第44号

陳情第1号

議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査について

総務民生常任委員会の閉会中の所掌事務調査について

教育産業常任委員会の閉会中の所掌事務調査について

報告第32号

報告第33号

報告第34号

報告第35号

報告第36号

報告第37号

報告第38号

報告第39号

報告第40号

報告第41号

報告第42号

報告第43号

報告第44号

報告第45号

報告第46号

報告第47号

報告第48号

報告第49号

報告第50号

報告第51号

報告第52号

報告第53号

報告第54号

報告第55号

報告第56号

報告第57号

報告第58号

報告第59号

報告第60号

報告第61号
報告第62号
報告第63号
報告第64号
議案第48号
発議第2号
発議第3号
七会中跡地利用に関する調査報告
発議第4号
城里町議会議長辞職の許可について
選挙第4号
城里町議会副議長辞職の許可について
選挙第5号
城里町議会運営委員会委員辞任の許可について
城里町議会運営委員会委員欠員補充の選任について
議案第49号

午前10時01分開議

議員の出欠

○議長（小唄 孝君） 議員各位には何かとご多用のところご出席をいただき、大変ご苦労さまです。

ただいまの出席議員は14名です。

開議の宣告

○議長（小唄 孝君） 定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。

説明のため、町長、副町長、教育長、課長、局長、課長補佐、それぞれが出席しております。

議場内での携帯電話の使用は禁止されておりますので、マナーモード等のご確認をよろしくお願いいたします。

また、コロナウイルス対策といたしまして、議場内でのマスクの着用及び水分補給を許可しております。せき、くしゃみに注意してくださるよう、よろしくお願いいたします。

傍聴人6名を許可いたしました。

議事日程の報告

○議長（小唄 孝君） 本日の議事日程につきましては、お手元に配付いたしました議事日程第3号のとおり議事を進めたいと存じますので、ご了承願います。

議案第35号 城里町特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（小唄 孝君） それでは、本日の議案質疑から入ります。
初めに、議案第35号についての質疑を求めます。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（小唄 孝君） 質疑なしと認めます。

議案第36号 城里町職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（小唄 孝君） 次に、議案第36号についての質疑を求めます。
〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（小唄 孝君） 質疑なしと認めます。

議案第37号 城里町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

○議長（小唄 孝君） 次に、議案第37号についての質疑を求めます。
〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（小唄 孝君） 質疑なしと認めます。

議案第38号 城里町国民健康保険条例の一部を改正する条例について

○議長（小唄 孝君） 次に、議案第38号についての質疑を求めます。
〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（小唄 孝君） 質疑なしと認めます。

議案第39号 城里町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（小唄 孝君） 次に、議案第39号についての質疑を求めます。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（小唄 孝君） 質疑なしと認めます。

議案第40号 町道路線の廃止について

○議長（小唄 孝君） 次に、議案第40号についての質疑を求めます。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（小唄 孝君） 質疑なしと認めます。

議案第41号 令和2年度城里町一般会計補正予算（第4号）について

○議長（小唄 孝君） ただいま、9番関 誠一郎君ほか7名から、議案第41号 令和2年度城里町一般会計補正予算（第4号）に対する修正動議が提出されております。

この動議は、所定の発議者が連署されておりますので成立いたします。

ここで、議会事務局長に議案第41号に対する修正案を配付させます。

〔修正案配付〕

○議長（小唄 孝君） これより、議案第41号 令和2年度城里町一般会計補正予算（第4号）についてと併せて修正案を議題とし、提出者の説明を求めます。

9番関 誠一郎君。

〔9番関 誠一郎君登壇〕

○9番（関 誠一郎君） 議案第41号 令和2年度城里町一般会計補正予算（第4号）に対する修正案について説明をいたします。

修正案2ページをお開きください。

議案第41号 令和2年度城里町一般会計補正予算（第4号）の一部を次のように修正する。

第2表債務負担行為補正を次のように改めるとして、全て削除いたします。

債務負担行為がなければ入札にかけられないというような説明が逆であります。正当な入札があり、その金額が確定してから債務負担行為の確定をしてください。

債務負担行為とは、概算で確保しておくものではありません。この設定があると、この金額までは補填されるから大丈夫だという甘えが出ます。公平・公正な一般入札にかけるとのことなので、まずは町から補填額は最低限での提案をしてくれるような仕様書を作成し、入札してください。その結果であれば、5年間の債務負担行為を認めます。

以上、議案第41号 令和2年度城里町一般会計補正予算（第4号）に対する修正案について説明いたしました。

○議長（小唄 孝君） これより修正案に対する質疑に入りますが、注意点を申し上げます。質疑は、あくまでも議案となっている事件について、議員各位が賛否などの態度決定ができるよう不明な点について提出者へ説明を求めるものです。

したがって、質疑に当たっては自己の意見を述べることはできませんので申し添えます。

それでは、修正案についての質疑を求めます。

13番 鯉淵秀雄君。

○13番（鯉淵秀雄君） 申し訳ございませんが、過去に債務負担行為が削除されるというようなことがなかったので、議案調査のため、暫時休憩を求めます。

○議長（小唄 孝君） ここで暫時休憩したいと思います。

午前10時09分休憩

午前10時13分開議

○議長（小唄 孝君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

修正案に対する質疑から入ります。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（小唄 孝君） 質疑なしと認めます。

次に、原案となります議案第41号についての質疑を求めます。

9番 関 誠一郎君。

○9番（関 誠一郎君） 2点ほどお伺いいたします。

まず、12ページのグリーンツーリズム事業委託であります。3月の段階で1,720万か30万かと思ったんですけれども、それから3か月間経過して、要するに3か月の事業はやらなくなったということに対して、どうして金額が増え1,800万になったのか。それを説明を願いたいと思います。

もう1点、道の駅「かつら」移転構想、昨日、水戸土木が来てくれまして、橋の架け替えの説明をしていただきましたが、これ、執行部のほうで勘違いしないでほしいのは、議員全員が、この橋の架け替えに関して反対はしていないんですよ、誰も。ただ、道の駅の移転構想、これに関して何ら説明もない。何で構想策定委員会の予算で880万も計上してあるのか、何に使うのか、そういう説明も全くない。これを再度説明を求めます。

○議長（小唄 孝君） 農業政策課長山口成治君。

○農業政策課長（山口成治君） 9番議員のご質問にお答え申し上げます。

グリーンツーリズム、当初1,728万3,000円ということで予算計上させていただきました。今般、補正予算につきまして、1,800万ということで予算計上のほうさせていただいております。

この予算取りにつきましては、先般、常任委員会のほうでご説明させていただきました

グリーンツーリズム事業という資料に基づきまして、本来ですと職員の人件費分、専属的に当たっている職員という内容につきまして、今まで人件費のほうは、グリーンのほうに全額、職員の分が当たっておりましたけれども、業務上、グリーンツーリズム、ホロル、それとキャンプ場ということで、人件費の分散をしたことによる事業費の増額、それと燃料費等が、プール事業がグリーンツーリズムに当たるということで、燃料費分の移動による事業費の増嵩ということでご説明を申し上げたところでございます。

○議長（小唄 孝君） 町長上遠野 修君。

○町長（上遠野 修君） 補足をいたしますが、グリーンツーリズム事業につきましては、開発公社のほうで係る費用について、委託費として31年度決算、これはコロナウイルス関係のことで職員がずっと休んでいたりして、なかなか決算の取りまとめ及び監査を受けるのが少し遅れたんですが、31年度の決算数値に基づきまして、確定した数値に基づきまして、令和2年度の予測を行い、本来であれば2,000万以上ないと、今年のグリーンツーリズム事業はできないという試算ではあったんですが、そこまでは今回はお願いできないだろうということで、査定で少し落としまして、1,800万円ということで要求しているところでございます。

それから、道の駅「かつら」の移転につきましては、昨年の9月の議会で、道の駅「かつら」の上に橋のルートが架かるということを議会のほうに一般質問を通してご説明させていただきまして、橋が架かるわけですから移転が必要と。移転の場所がどこになるかということは、まだこれから検討ですので、説明すべき内容等も、現在はまだ、これから移転構想を立てるわけですから、現時点で何か具体的なことを説明してしまうと逆におかしくなってしまうので、ただ移転が必要なので、これから構想と計画を立てさせてくださいという趣旨の今回の予算取りでございます。

委託費を計上しておりますが、これは道の駅「笠間」、平成29年度に笠間市が実際に委託契約をした契約実績額を基に、今回予算要求をしております。さらに、実際の契約に当たっては入札を行いますので、この金額以下に委託費は下がってくるかと思っておりますので、近隣の実際に道の駅の計画の、道の駅の構想と計画にかかった委託費を基に算出しておりますので、決して割高な構想策定費、計画策定費ではないということでご理解をいただきたいと思っております。

以上です。

○議長（小唄 孝君） 9番関 誠一郎君。

○9番（関 誠一郎君） グリーンツーリズム事業なんですけれども、事業内容を見ると、健康体操、そば打ち体験、ポールダンス、山登り。グリーンツーリズム事業って、やはり農村と都市の交流事業なんです。全く該当していない事業をやっている。本来なら江戸川との稲刈り、田植、これがやはりグリーンツーリズム事業なんです。

これ、開発公社職員の給料捻出のための隠れみものになっていますよ。それと同時に、今

回のこの予算計上、担当課、予算要求していないですよ。どういうことなんですか。予算要求して、査定して、ヒアリングやって、予算計上するのが当たり前の筋合いだ。それが、担当課が予算計上していないで、どういうわけで査定のところでは予算が上がっているのか、摩訶不思議。全て町長がやっているんだなというふうに判断しております。

もう一つ、道の駅移転につきまして、昨年9月の一般質問で、結局道の駅がかかるようにという、一般質問で回答したと言いますが、その前に、この間議会に渡した、町長が書いて渡した架け替えルート、橋梁は川の流れに対して直角に造る。国道はカーブをかける角度に制限がある。常陸大宮側の橋の架け替え地点は旧御前山荘周辺と。これ、もともと町長は、あの道の駅に橋を架けないでくれと、斜めに下流に架けてくれと、こういう要望を県のほうにしているでしょうよ。それで、常北の自民党から話合いがあって、そしてまた一般質問があって方向性を変え、これ、全く町長に言いたいですよ、この話は。

それと、予算計上するのであれば、他市の笠間市の道の駅の構想の金額を入れるなんてとんでもない話であって、だから、まだまだこういう予算計上は早い状態であるために、3月に予算は削除されたわけであって、今回も本当に納得できる説明ではないですよ、これ、2,300万以上の金を使って。

もう少し肝に銘じて、税金を執行する立場上、もう少し説明できるような金額を上程してくださいよ。曖昧な説明では私らは納得できません。

以上です。いいです。答弁いいです。

○議長（小唄 孝君） まちづくり戦略課長小林克成君。

○まちづくり戦略課長（小林克成君） すみません、先ほど町長がご説明した内容の一部をちょっと修正をさせていただきたいと思います。

この基本構想と基本計画の予算につきましては、確かに近隣の大宮とか笠間市等が行ってきた項目は参考にさせていただきました。そうした中で、歩掛かり等がないものですから、きちんと当初予算のときに3社から見積りを取って、その内容で3月にお出しして、3月で否決になりました。

今回は人件費等が上がっていますので、その辺を見直しして、今回計上させていただきましたので、あくまでも項目等は参考にさせていただきましたが、金額は笠間等は参考にしていないということで、ご理解をいただきたいと思います。

以上です。

○議長（小唄 孝君） 9番関 誠一郎君。

○9番（関 誠一郎君） そのような説明をしてくださいよ、最初に。他市の見積金額を上程しましたなんていう茶番劇は聞けないです。あるんだったら、最初からそう説明できれば納得するんですよ。

以上でいいです。

○議長（小唄 孝君） ほかにございませんか。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（小唄 孝君） 質疑なしと認めます。

さらに傍聴人2名を許可いたしました。

議案第42号 令和2年度城里町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）について

○議長（小唄 孝君） 次に、議案第42号についての質疑を求めます。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（小唄 孝君） 質疑なしと認めます。

議案第43号 令和2年度城里町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）について

○議長（小唄 孝君） 次に、議案第43号についての質疑を求めます。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（小唄 孝君） 質疑なしと認めます。

議案第44号 令和2年度城里町水道事業会計補正予算（第1号）について

○議長（小唄 孝君） 次に、議案第44号についての質疑を求めます。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（小唄 孝君） 質疑なしと認めます。

以上で質疑を終結いたします。

討論

○議長（小唄 孝君） これより討論に入ります。

初めに、議案第35号に対する討論はございませんか。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（小唄 孝君） 討論なしと認めます。

○議長（小唄 孝君） 次に、議案第36号に対する討論はございませんか。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（小唄 孝君） 討論なしと認めます。

○議長（小唄 孝君） 次に、議案第37号に対する討論はございませんか。
〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（小唄 孝君） 討論なしと認めます。

○議長（小唄 孝君） 次に、議案第38号に対する討論はございませんか。
〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（小唄 孝君） 討論なしと認めます。

○議長（小唄 孝君） 次に、議案第39号に対する討論はございませんか。
〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（小唄 孝君） 討論なしと認めます。

○議長（小唄 孝君） 次に、議案第40号に対する討論はございませんか。
〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（小唄 孝君） 討論なしと認めます。

○議長（小唄 孝君） 次に、議案第41号に対する討論はございませんか。
〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（小唄 孝君） 討論なしと認めます。

○議長（小唄 孝君） 次に、議案第42号に対する討論はございませんか。
〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（小唄 孝君） 討論なしと認めます。

○議長（小唄 孝君） 次に、議案第43号に対する討論はございませんか。
〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（小唄 孝君） 討論なしと認めます。

○議長（小唄 孝君） 次に、議案第44号に対する討論はございませんか。
〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（小唄 孝君） 討論なしと認めます。

以上で討論を終結いたします。

採決

○議長（小坪 孝君） これより採決に入ります。

初めに、議案第35号 城里町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

本案は原案のとおり可決することに賛成の方はご起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（小坪 孝君） 起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長（小坪 孝君） 次に、議案第36号 城里町職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

本案は原案のとおり可決することに賛成の方はご起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（小坪 孝君） 起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長（小坪 孝君） 次に、議案第37号 城里町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

本案は原案のとおり可決することに賛成の方はご起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（小坪 孝君） 起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長（小坪 孝君） 次に、議案第38号 城里町国民健康保険条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

本案は原案のとおり可決することに賛成の方はご起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（小坪 孝君） 起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長（小坪 孝君） 次に、議案第39号 城里町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

本案は原案のとおり可決することに賛成の方はご起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（小坪 孝君） 起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長（小坪 孝君） 次に、議案第40号 町道路線の廃止についてを採決いたします。

本案は原案のとおり可決することに賛成の方はご起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（小坪 孝君） 起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長（小唄 孝君） 次に、議案第41号 令和2年度城里町一般会計補正予算（第4号）についてを採決いたします。

最初に、修正案について採決いたします。

議案第41号に対する修正案のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（小唄 孝君） 起立多数です。よって、修正案は可決されました。

続いて、修正議決した部分を除く原案について採決いたします。

修正部分を除いたものを原案のとおり可決することに賛成の方はご起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（小唄 孝君） 起立多数です。よって、修正部分を除いた原案は可決されました。

○議長（小唄 孝君） 次に、議案第42号 令和2年度城里町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）についてを採決いたします。

本案は原案のとおり可決することに賛成の方はご起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（小唄 孝君） 起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長（小唄 孝君） 次に、議案第43号 令和2年度城里町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）についてを採決いたします。

本案は原案のとおり可決することに賛成の方はご起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（小唄 孝君） 起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長（小唄 孝君） 次に、議案第44号 令和2年度城里町水道事業会計補正予算（第1号）についてを採決いたします。

本案は原案のとおり可決することに賛成の方はご起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（小唄 孝君） 起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

以上で採決を終結いたします。

日程追加

○議長（小唄 孝君） ここで、日程の追加についてお諮りいたします。

ただいま、町長から議案第48号 城里町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関

する条例の一部を改正する条例についてを提出したいとの申出がありました。

この際、これを日程に追加し、追加日程第1として直ちに議題といたしたいと思いたすが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小唄 孝君） ご異議なしと認めます。よって、追加日程第1を日程に追加し、直ちに議題とすることに決定いたしました。

議会事務局長に追加日程を配付させます。

〔追加日程配付〕

議案第48号 城里町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（小唄 孝君） 追加日程第1、議案第48号 城里町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長上遠野 修君。

〔町長上遠野 修君登壇〕

○町長（上遠野 修君） 議案第48号 城里町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例についてであります。新型コロナウイルス感染症対策に伴う本町の財政及び地域経済への影響を勘案し、令和2年6月支給分に限り、町長は20%、副町長及び教育長は10%の期末手当の減額をするための改正でございます。

○議長（小唄 孝君） それでは、議案の質疑に入ります。

議案第48号について質疑を求めます。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（小唄 孝君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

議案第48号に対する討論はございませんか。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（小唄 孝君） 討論なしと認めます。

以上で討論を終結いたします。

これより、議案第48号 城里町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

本案は原案のとおり可決することに賛成の方はご起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（小唄 孝君） 起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

以上で採決を終結いたします。

日程追加

○議長（小唄 孝君） ここで、日程の追加についてお諮りいたします。

ただいま、9番関 誠一郎君ほか13名から、発議第2号 令和2年6月における城里町議会議員の期末手当の特例に関する条例の制定についてが提出されました。

この動議は、城里町会議規則16条に規定する1人以上の賛成者がありますので、成立しました。

この際、これを日程に追加し、追加日程第2として直ちに議題としたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小唄 孝君） ご異議なしと認めます。よって、追加日程第2を日程に追加し、直ちに議題とすることに決定しました。

議会事務局長に追加日程を配付させます。

〔追加日程配付〕

発議第2号 令和2年6月における城里町議会議員の期末手当の特例に関する条例の制定について

○議長（小唄 孝君） 追加日程第2、発議第2号 令和2年6月における城里町議会議員の期末手当の特例に関する条例の制定についてを議題といたします。

提出者であります9番関 誠一郎君より提案理由の説明を求めます。

9番関 誠一郎君。

〔9番関 誠一郎君登壇〕

○9番（関 誠一郎君） 新型コロナウイルス感染症の拡大による経済活動の停滞により、町税等の歳入の減少が見込まれることや、町民の生活の不安を払拭するための支援の一部に充てるため、令和2年6月における城里町議会議員の期末手当について、特例として、城里町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の規定に基づき、支給すべき額から100分の10に相当する額を減額しようとするものであります。また、本議会は議会運営委員会において、本年度に予定していた委員会研修視察等の中止を決定しております。

本条例改正により約76万円、研修関係費用約178万円、合わせて約254万円を捻出できますので、これを新型コロナウイルス感染症対策で必要とされる事業財源の一部にしてくださいよう要望いたします。

町執行部におかれましては、これらの議会費をはじめ、本年度予定していた事業の見直

しにより財源を確保し、新型コロナウイルス感染症対策の施策の構築に努められるよう要望いたします。具体的には、サーモカメラやテレワーク機器等、今後長期的なコロナ対策への利用を希望いたします。

以上、皆様におかれましては、ご賛同くださいますようお願いいたしまして、提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（小唄 孝君） これより質疑に入ります。

発議第2号について質疑を求めます。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（小唄 孝君） 質疑なしと認めます。

以上で質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

発議第2号に対する討論はございませんか。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（小唄 孝君） 討論なしと認めます。

以上で討論を終結いたします。

これより、発議第2号 令和2年6月における城里町議会議員の期末手当の特例に関する条例の制定についてを採決いたします。

本案は原案のとおり可決することに賛成の方はご起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（小唄 孝君） 起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

以上で採決を終結いたします。

陳情第1号 国に対し、「刑事訴訟法の再審規定（再審法）の改正を求める意見書」の提出を求める陳情書

○議長（小唄 孝君） 次に、陳情の審査に入ります。

お諮りいたします。

陳情の朗読は省略したいと存じますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小唄 孝君） ご異議なしと認めます。よって、陳情の朗読は省略することに決定しました。

それでは、日程第11、陳情第1号 国に対し、「刑事訴訟法の再審規定（再審法）の改正を求める意見書」の提出を求める陳情書を議題といたします。

本案は、6月9日に総務民生常任委員会に付託されていたものであります。

総務民生常任委員長の報告を求めます。

総務民生常任委員長 菌部 一君。

〔総務民生常任委員長 菌部 一君登壇〕

○総務民生常任委員長（菌部 一君） 総務民生常任委員会を代表し、6月9日に付託されました陳情第1号の審査結果についてご報告をいたします。

6月9日に本委員会を開催し、陳情内容について審査を行いました。陳情第1号 国に対し、「刑事訴訟法の再審規定（再審法）の改正を求める意見書」の提出を求める陳情書につきましては、慎重に審査をした結果、全会一致で採択することに決定いたしました。

以上、総務民生常任委員会としての委員長報告といたします。議長においてお諮り願います。

○議長（小坏 孝君） お諮りいたします。

陳情第1号については、ただいまの総務民生常任委員長のご報告どおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小坏 孝君） ご異議なしと認めます。よって、陳情第1号は採択とすることに決定いたしました。

ここで暫時休憩いたします。

休憩中に議会運営委員会を開催いたしますので、委員の方は委員会室へお集まりください。

なお、議員各位は控室でお待ちください。

午前10時54分休憩

午前11時01分開議

○議長（小坏 孝君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

日程追加

○議長（小坏 孝君） ここで、日程の追加についてをお諮りいたします。

ただいま、6番 菌部 一君ほか6名から発議第3号が提出されました。

この際、これを日程に追加し、直ちに議題といたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小坏 孝君） ご異議なしと認めます。よって、発議第3号を日程に追加し、直ちに議題とすることに決定いたしました。

議会事務局長に追加日程を配付させます。

〔追加日程配付〕

発議第3号 刑事訴訟法の再審規定（再審法）の改正を求める意見書

○議長（小唄 孝君） 追加日程第3、発議第3号 刑事訴訟法の再審規定（再審法）の改正を求める意見書を議題といたします。

お諮りいたします。

発議第3号の意見書の朗読は省略したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小唄 孝君） ご異議なしと認めます。よって、発議第3号の意見書の朗読は省略することに決定いたしました。

直ちに、提出者であります6番 藺部 一君より発議第3号の趣旨説明を求めます。

6番 藺部 一君。

〔6番 藺部 一君登壇〕

○6番（藺部 一君） 発議第3号 刑事訴訟法の再審規定（再審法）の改正を求める意見書の趣旨を説明申し上げます。

冤罪は人生を狂わせ、人格を否定すると同時に、法制度自体の正当性を失わせるものです。再審における証拠開示には何一つルールがなく、再審請求において無実を主張する弁護士側から求められた無実証拠が、検察側は開示する義務がないと隠されたまま、有罪が確定する事例が後を絶ちません。

また、再審決定後に対する検察による不服申立てが許されていることで、再審開始決定が取り消され、再審請求審が無用に長期化しています。無辜の者を誤った裁判から迅速に救済するために、再審における検察手持ちの証拠の全面開示及び再審開始決定に対する検察の不服申立ての禁止を内容とする意見書を、内閣総理大臣及び法務大臣に提出するべきものと考えます。

議員各位の賛同を賜りたく、ここにご提案申し上げます。議長においてお諮り願います。

○議長（小唄 孝君） これから質疑を行います。

発議第3号についての質疑を求めます。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（小唄 孝君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

発議第3号に対する討論はございませんか。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（小唄 孝君） 討論なしと認めます。

以上で討論を終結いたします。

これより、発議第3号 刑事訴訟法の再審規定（再審法）の改正を求める意見書を採決

いたします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（小坪 孝君） 起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

なお、意見書は議会事務局長をして内閣総理大臣、法務大臣へ提出させます。

日程追加

○議長（小坪 孝君） ここで、日程の追加についてをお諮りいたします。

ただいま、9番関 誠一郎君ほか6名から七会中跡地利用に関する調査報告書が提出されました。

この際、これを日程に追加し、追加日程第4として直ちに議題とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小坪 孝君） ご異議なしと認めます。よって、追加日程第4を日程に追加し、議題とすることに決定いたしました。

議会事務局長に追加日程を配付させます。

〔追加日程配付〕

七会中跡地利用に関する調査報告

○議長（小坪 孝君） 追加日程第4、七会中跡地利用に関する調査報告を議題といたします。

本件について、委員長の報告を求めます。

9番関 誠一郎君。

〔七会中跡地利用に関する調査特別委員長関 誠一郎君登壇〕

○七会中跡地利用に関する調査特別委員長（関 誠一郎君） 委員会に付託された七会中跡地利用に関する調査特別委員会の調査結果を議会規則74条の規定により報告いたします。

まず、1番、委員会の設置として、（1）の調査の趣旨ですが、七会中跡地利用に関し、グラウンドの芝生を管理する業者の契約が1社随契で行われ、その業者には指名条件にある技術者がいなかった事実が判明した。また、平成30年第2回定例会においても、一般質問において、3社の見積り、業者名を再三聞いても回答がなかったことや、予算見積りは3社から取ったとのことであるが、名前は明かされず、契約見積りは1社で、その業者は施工業者ではなかったことも判明した。これらのことは契約事務の在り方が問われる内容であった。

さらに、スポーツ振興くじ助成金も入金されていないという事実も判明した。町広報には、城里町のアツマーレはスポーツ振興くじ助成金を受けて造りましたと明確に書いてあるが、実際には入金されておらず、これについて発覚するまで、執行部はこの事実を一切説明せず隠していた。

以上、契約の方法及び入金されていない4,000万円という問題だけでなく、どういった経緯なのかを調査する必要があると判断された。そこで、町執行部及び関係人の出頭を求め、証言を得、真相を究明し、今後の事務事業等の改善に資するため、議会自ら地方自治法第100条に基づき調査を行ったものである。

2番、設置決議、平成30年第3回城里町議会臨時議会、平成30年6月27日設置。

3、特別委員会の設置方法、本調査は地方自治法第109条、城里町議会委員会条例第5条の規定により、委員7人で構成する七会中跡地利用に関する調査特別委員会を設置し、これに付託して行うということで、26回の委員会を開催いたしました。

続いて、6ページの調査結果を読み上げます。

調査結果、七会町民センターグラウンド維持管理入札について、役場管理職で構成する指名選考委員会において、当時の担当課長が、この業務はJ1使用の特殊な芝であり、特殊な技術が必要であり、その人物がいるのはこの会社だけと説明していた事実が本委員会における証人喚問で判明した。

上遠野 修町長は、調査特別委員会に出頭した際、同委員会の、この技術者とは何をもって特殊技術者と言えるのかとの問いに対し、実際にアツマーレの管理をきちんとしている仕事ぶりとホーリーホックからの推薦があったとのこと等を総合的に勘案して、きちんとした技術者であるというふうに考えています。実際彼は、それまで多くのグラウンド管理を手がけているはずですと、回答にならない答弁をしている。

このように、芝管理の技術者を根拠のない有資格者に仕立て上げ、芝管理になくてはならないといった虚偽の説明により、幹部職員で構成する指名選考委員会を欺き、随意契約に持ち込んだものである。

なお、前述の特殊技術を持った人物の証明書は、公益財団法人日本体育施設協会が実施したスポーツターフ管理者養成講習会の講習を受けたという修了書であり、しかも、調査特別委員会に提出した修了書の氏名が黒塗りにされていて、本人を証明することができないものであった。

したがって、七会町民センターグラウンド維持管理の入札行為は、地方自治法第167条の2第1項及び町財務規則に違反するものである。また、上遠野 修町長は、調査特別委員会においての陳述及び黒塗りの修了書の提出は地方自治法第100条3項、7項、10項に違反する。

同時に、上遠野 修町長が特殊な技術者と主張し始めたのは、平成29年12月に上遠野 修町長自ら、神栖市の奥野谷浜産業へ赴き、技術者なる人物がそれまで勤務していた会社

を退職して、平成30年4月1日から奥野谷浜産業に転職するとの情報を得たからと判断する。しかし、実際には、城里町が奥野谷浜産業と契約を交わした平成30年3月30日時点で、特殊な技術者は同社に在籍していない。特殊な技術を必要とする理由で随意契約が可能と説明しつつ、1社による随意契約を強行してきたその根拠は存在しなかったわけである。

特殊技術者なる人物が転職する予定の会社と契約するという強い思い込みによって、城里町町政はゆがみ、公正・公平な入札契約が担保されなくなった。これは公正な入札に対する妨害であり談合である。私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の入札妨害罪に当たる。以上のことから、地方自治法第138条の2にも違反しているものである。

グラウンドの維持管理業務を、城里町が奥野谷浜産業と随意契約する以前の平成29年11月24日と29日に、水戸ホーリーホック社長である沼田氏からお願いの文書が届き、その中で沼田氏は、具体的に奥野谷浜産業と契約するよう記し、グラウンド管理費を2,500万にすることや水戸ホーリーホックのグラウンド使用料を示している。これに対して、上遠野町長は、2,500万円の提示を了解した旨の返答書を返している。

調査特別委員会による尋問で、上遠野 修町長は、素案は自分が作ったと証言している。このことは、公正・公平な入札を妨害するものである。さらに、この城里町の重要な意思表示行為を発送記録や收受記録に残していない。この公文書の扱いは城里町文書事務規程に違反する。

なお、令和元年7月26日の調査特別委員会に水戸ホーリーホックの沼田社長は、電子メールでやり取りはしていない旨の証言を行っている。また、上遠野 修町長が調査特別委員会に提出した水戸ホーリーホックからの文書は、社印のない文書であり、また行政仕様の様式であることから、これらの文書は町が作成してあげたという疑念が湧き、そうであれば、地方自治法第100条9項の虚偽報告に当たる。

この1社随意契約については、当時の担当課長は指名選考委員会において、J1仕様の特殊な芝で特殊な技術者が必要であり、その技術者がいるのはこの会社だけと説明していたとのことである。しかし、その技術者となる人物は当時、奥野谷浜産業に在籍しておらず、資格書という受講修了書も前述のとおり名前も黒塗りされていて、本人のものとは確認できない。

また、J1仕様の特殊な芝という文言で、あたかも通常の芝とは違う印象を与え、選考委員会をだましたと考える。選考委員のメンバーも、調査特別委員会の中で、随意契約の理由は示されない、推薦を受けた業者だから、お互い納得できる業者だったと証言し、事前にあった水戸ホーリーホックの沼田社長と上遠野 修町長とのやり取りが大きな影響を及ぼしていることを示しています。

また、契約に当たり、契約保証金免除としているが、城里町財務規則第138条の規定に該当しておらず、同条例に違反している。

前述のように水戸ホーリーホックは、城里町が奥野谷浜産業と業務契約を締結するよう

要請しているが、上遠野 修町長も即座に応諾していて、入札方法、契約金額の具体的な提示を行っている。このことは、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律に違反する。

また、城里町は、水戸ホーリーホックとの間で締結された8種類の協定書及び補足覚書、契約書、確認書の中の城里町立旧七会中学校跡地利用整備に関する協定書を補足する覚書の一部を変更する覚書、平成30年2月9日に締結と、グラウンドを管理する業者は甲乙協議の上、双方が合意した業者と甲が契約を締結すると記されていたが、この覚書も公正な契約を阻害し、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する独占禁止法に違反する。

次に、当初水戸ホーリーホックは、町に500万円を支出するとしていたが、途中から、奥野谷浜産業を使えば300万円追加し、合計800万円とすると提案してきている。証人喚問の結果、水戸市にある那珂川河川敷グラウンドの維持管理費が年間800万円かかっており、800万円まで出せるだろうと、町側が水戸ホーリーホックと交渉していたことが判明している。奥野谷浜産業株式会社社長の証人喚問で、那珂川河川敷の芝管理もアツマーレの委託と同時に請負を始めたと言言を得ている。しかし、水戸ホーリーホックの社長の証人喚問では、自分たちがやっている、奥野谷浜産業株式会社さんの技術者にアドバイスをいただいているだけとの証言があり、双方の証言に食い違いがあった。

当初の町長の発言どおり、アツマーレのグラウンド整備は、1,500万円の消費税で約1,700万でできたのではないか。見かけ上、水戸ホーリーホックの分担金を多く見せるために、河川敷のグラウンド整備代800万円を町に回し、結局そのお金で、河川敷グラウンドも併せて整備してもらっているのではないかとの疑念も湧いた。

水戸ホーリーホックは、今まで那珂川河川敷グラウンドにかかっていた800万円を城里町に振り替えるだけで、アツマーレのグラウンドハウスとグラウンド、そして今までの那珂川河川敷の3つを手にするができることになる。百条委員会では、那珂川河川敷の整備状況を確認し続けたが、水戸ホーリーホックが整備している姿はなく、奥野谷浜産業が整備している姿しか確認することはできなかった。

しかし、後に再確認すると、平成30年7月26日の証言と異なり、平成30年2月1日付の水戸ホーリーホックと奥野谷浜産業株式会社の間で、ホーリーピッチ維持管理業務委託契約書が締結されていた。それによると、奥野谷浜産業株式会社は、那珂川河川敷グラウンド維持管理として、その対価は水戸ホーリーホックホームゲーム時の広告看板300万円分やチケットというものであった。

1円も支出していない広告費により支払うという手法は、練習着に町の広告を載せ、それが600万円相当だとすると、町の手法と同じである。民間企業がお金を一切もらわず仕事を請け負う契約をするだろうか。そのような契約をしておきながら、証人喚問時には一切そういう話は出なかった。そして、奥野谷浜産業株式会社は仕事を請け負っていると証言し、水戸ホーリーホックは支払っていないと証言している。本当にその時点で、ホーリ

ーピッチ維持管理業務委託契約書を締結していたのだろうか。以上のように、明らかに偽証があった事実をここに記載しておく。

町民センターグラウンドの整備費用に関してであるが、町は広報しろさと平成30年2月において、日本スポーツ振興センターから4,000万の助成があったと広報している。しかし、日本スポーツ振興センターによると、この事業について、会計検査院の調査対象であることから、助成金の支払いには慎重に対応すると、まだ支出していないことであった。

なお、この受け取っていない助成金分4,000万円について、町長、執行部から議会に対する説明は一切なかった。一般財源でその穴埋めをしたことも、予算委員会で問い詰められて初めて明かす始末である。しかし、財源更正の組替えをし、議会報告をするという作業もしていない。さらに、令和元年8月、広報しろさと日本スポーツ振興センターからの助成金は入っていないことを広報したが、城里町ホームページ及び町民センターグラウンドの看板は、助成を受けて整備した旨の記載があった。

事件を隠蔽し、議会を欺き、町民に4,000万の損害を与えた責任は重大である。なお、この助成金に対して、当初から関わって虚偽の申請をしていた場合、申請書を提出しただけで公金を詐取しようとする詐欺罪に当たることになる。

また、令和2年6月1日現在、助成金はもらえておらず、t o t oからの文書には、営利目的であるJリーグのチームによる恒常的または継続的な利用が目的にそぐわないので、対策を講じるように通知されている。やはり一営利民間企業への過度の投資は不公平であり、その企業との関係性を疑われても仕方ないものである。今後、助成金を取り消された場合、その責任及び賠償について明確にしておくようここに勧告しておく。

以上、城里町議会調査特別委員会が調査した結果である。違反に該当する法律と法令は、その都度指摘したとおりであります。

これまで述べたように、七会町民センターのグラウンドの維持管理業務に当たって、上遠野 修町長は、技術者なる人物が奥野谷浜産業に転職することを聞き及んだことから、契約を1社随契に申し込むことを企図し、水戸ホーリーホック沼田社長と談合し、その金額どおり契約を行った。上遠野 修町長は、一企業人である水戸ホーリーホック社長と協議し、公共事業の入札契約をゆがめたわけである。

なお、上遠野 修町長について、正当な理由もなく町議会の調査特別委員会出席を拒否したことから、地方自治法第100条第9項により、城里町議会は上遠野町長を告訴した次第である。

また、町執行部は、議会に対し情報を隠蔽する体質があり、百条委員会が立ち上がり、委員会として資料請求しても、多忙な時期の資料請求は業務妨害に当たる、資料提出に2週間以上期間が必要である等々、地方自治法に規定された強力な調査権限を有する百条委員会を愚弄するような対応が多々見られた。

証人喚問において、上遠野 修町長は正当な理由なく欠席し、百条調査委員会として町

長を告発しなければならなくなったわけであるが、これらも全て、法律を軽視し、遵法意識の欠如に起因しているものと思われる。

さらに、町職員は自由闊達に意見も言えず、言えば左遷されてしまうような萎縮しているような様子がうかがえる。町長命令は絶対と考えており、法律よりも町長命令が上であると勘違いしているようである。また、職員の勉強不足の部分もあるので、法に仕える者として自覚を持ち、公務員としての高い倫理観と使命感を持って業務を遂行していただきたい。また、パワハラと感じるものであれば、パワハラであると声を大にして意思表示をする強い勇気も必要である。

これをもって本委員会の調査は終了することとなるが、町執行部においては、それぞれの調査事項に関わる問題点と指摘や改善意思を真摯に受け止め、今後このような疑念を抱かれるような事態が起こらぬよう万全を期すことを願うものである。

また、城里町議会は、今回の事案が発生したことを教訓に、町政の監視機能をさらに強化させ、議会としての責務を果たしていく覚悟であり、再度不透明な契約締結がなされた場合やt o t oの助成金が受けられないことが決定したときには、議員として相応の対処をしていく所存である。

最後に、本委員会の調査にご協力いただいた関係各位に感謝を申し上げ、七会中跡地利用に関する調査特別委員会の最終報告といたします。

なお、以前、上遠野町長を談合の疑いで笠間警察署に告発しておりますが、追加資料を求められておりますので、本報告書をその追加資料として提出いたします。

以上です。

○議長（小唄 孝君） これより委員長報告に対する質疑を求めます。

13番鯉渕秀雄君。

○13番（鯉渕秀雄君） ただいま、告発という問題が出されました。私の記憶では、二度にわたり告訴状が出されておるものと思っておりますが、その告訴状の写しを頂ければ幸いに思うところでございます。

○議長（小唄 孝君） それは今、警察のほうに預けてありますので、調査中ですので、あれです。委員長報告、委員長が出したわけではないものですから、私個人的に出してあるやつですので、報告いたします。

13番鯉渕秀雄君。

○13番（鯉渕秀雄君） 議長が個人的に出したというのは、ちょっと納得いかないんですが、議長も百条委員会には出席をしておるわけでございます。百条委員会の内容を知り得る立場から、個人的に出すというのは納得がいかないところであります。

それでまた、ただいまの報告の中では、談合疑惑により告訴状を提出しましたという発言がございました。そうした内容からすると、いわゆる写しを出せないということはないと思うんですが、委員長。

○議長（小唄 孝君） 9番関 誠一郎君。

○9番（関 誠一郎君） ただいま議長が申されたように、警察署に行っていますので、私の手元にはありません。

○議長（小唄 孝君） 調査中ですのでご理解ください。

ほかにございませんか。

5番片岡藏之君。

○5番（片岡藏之君） 警察に告発、告訴しているという状況ですけれども、そういった形ならば、警察からの受理書、これは当然あると思うんですけれども。告発文の受理書。

○議長（小唄 孝君） 受理書。それは……

○5番（片岡藏之君） それは公開できないですか。

○議長（小唄 孝君） ありますね。

○5番（片岡藏之君） それを公開してください。

○議長（小唄 孝君） それは一応、そういう受理書を公開するまでもなく、やはりご理解ください。そういうの、一応、調査委員会で調査していますので、この報告に対する意見を述べてください、片岡議員。報告書に対する意見をお願いいたします。

○13番（鯉淵秀雄君） だから報告書に対する意見でしょうよ。

○議長（小唄 孝君） 報告書に対する、今質疑ですので。

○13番（鯉淵秀雄君） だから、百条委員会のメンバーなら内容を把握しているからいいですよ。他の百条委員会に入っていないメンバーは内容を把握していないんですよ。

○5番（片岡藏之君） まず、議長においてはオブザーバーであって、この百条委員会の委員にはなっておりません。

○議長（小唄 孝君） そういうことは、ちょっと質疑と逸脱していますので、この報告書に対する質問を委員長に求めていただきたいと思います。

○5番（片岡藏之君） この時点で質問をしなければ、この後定例会はなくなってしまいますので、今日が最終日ですので。そうすると、このことはもう質問できない状態になりますので、ここではっきりしておきたいと思います。

○議長（小唄 孝君） ご理解していただきたいと思います。今……

○5番（片岡藏之君） いや、理解できません。

○議長（小唄 孝君） 調査委員会の報告書に対する質疑を皆さんに求めているやつですから、告発したのがどうかなんていうのはちょっと。

だから、追加資料を提出するというだけで、告発するとか何とかと書いていない。要するに、このやつを報告に追加資料として提出をするというだけで。やはりやっている行為は、それはいけないと思うので、ご理解していただいて、この報告書に対する説明を求めてください。

○議長（小唄 孝君） 5番片岡藏之君。

○5番（片岡藏之君） この報告書に、決算の報告書が入っていませんけれども。決算の報告書が入っていません。もう委員会は閉じるわけですから、当然、決算報告書を議会に提出しなければならないと思うんですけれども、これが一緒に出されていないということはどういうことでしょうか。

○議長（小坏 孝君） 年度がまたがって、これは今、令和2年ですか、予算をもらってやっていませんので。 9番関 誠一郎君。

○9番（関 誠一郎君） 今の予算書なんですけれども、当初の年度は快く予算をつけてくれたんですけれども、次年度からはゼロ円です。全く認めてもらえませんでした。

当初の決算書は提出することができますから、後日ということでもよろしく願います。

○議長（小坏 孝君） 手を挙げてしゃべってください。退場させます。

13番鯉渕秀雄君。

○13番（鯉渕秀雄君） 後日では、百条委員会が閉じてしまいますので、後日報告ということはありませんと思うんです。

○議長（小坏 孝君） 今言ったように、予算をもらっていないものですから。

○13番（鯉渕秀雄君） だから、予算をもらっていない、もらってあるの問題ではなく、このあれには予算が計上されています。今回までに何度か、議事録の要請ですとか、いろいろやってきたんですが、百条委員会継続中ということで全て断られてまいりました。今回が最終報告ですので、その辺はきちんと、やはり議会に示すべきだと思っております。

○議長（小坏 孝君） ほかにございませんか。

12番杉山 清君。

○12番（杉山 清君） 鯉渕議員も片岡議員も、まずこの報告書に城里町議会と書いてあるわけですよ。その中で、委員会以外の議員が、この内容がほとんど分からない。

それと、私が言いたいのは、百条委員会というのは事案1つに対し1つの委員会でしょう、一般的に。ところが、事案が2つになっている。これもおかしいと私は思います。それについて教えてください。

○議長（小坏 孝君） 9番関 誠一郎君。

○9番（関 誠一郎君） 百条委員会の当初の設置では、やはり契約と、t o t oの問題と、これ2つで設置しておりますので、何ら問題ありません。

○議長（小坏 孝君） ほかにございませんか。

12番杉山 清君。

○12番（杉山 清君） そうすると、報告書は2つになるわけですよ。これはどういうふうな形なんですか。

○議長（小坏 孝君） 9番関 誠一郎君。

○9番（関 誠一郎君） 報告書に書いてあるように、契約の問題、t o t oの問題、2つ結果報告しております。

以上。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（小唄 孝君） 質疑なしと認めます。

これから討論に入ります。

委員長報告に対する討論はございませんか。

静かにしてください。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（小唄 孝君） 討論なしと認めます。

以上で討論を終結いたします。

これより七会中跡地利用に関する調査報告を採決いたします。

本案は、お手元に配りました委員長報告書のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（小唄 孝君） 起立多数です。よって、本件は委員長報告書のとおり決定しました。

これで七会中跡地利用に関する調査を終わります。

日程追加

○議長（小唄 孝君） ここで、日程の追加についてをお諮りいたします。

ただいま、9番関 誠一郎君ほか6名から杉山清議員に対する議員辞職勧告決議についての動議が提出されました。

この動議は、城里町会議規則16条に規定する1人以上の賛成者がありますので成立しました。

この際、これを日程に追加し、直ちに議題といたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小唄 孝君） ご異議なしと認めます。よって、発議第4号 杉山清議員に対する議員辞職勧告決議についてを日程に追加し、直ちに議題とすることに決定しました。

議会事務局長に追加日程を配付させます。

〔追加日程配付〕

○議長（小唄 孝君） 地方自治法第117条の規定により、除斥に該当すると認められますので、ここで杉山議員の除斥をお願いいたします。

〔12番杉山 清君退場〕

○議長（小唄 孝君） ここで、皆さんに報告いたします。

杉山議員が体調不良で、ここで欠席いたして早退しましたので、報告いたします。

発議第4号 杉山清議員に対する議員辞職勧告決議について

○議長（小唄 孝君） 追加日程第5、発議第4号 杉山清議員に対する議員辞職勧告決議についてを議題といたします。

お諮りいたします。

発議第4号の朗読は省略したいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小唄 孝君） ご異議なしと認めます。よって、発議第4号の朗読は省略することに決定いたしました。

直ちに、提出者であります9番関 誠一郎君より発議第4号の趣旨説明を求めます。

9番関 誠一郎君。

〔9番関 誠一郎君登壇〕

○9番（関 誠一郎君） それでは、提案理由を説明いたします。

今回の辞職勧告は、インターネット上の誹謗中傷の書き込みについて、城里町政治倫理審査会で審査していただいたところ、杉山 清議員が政治倫理に違反しているという答申が出されたもので、城里町政治倫理条例第8条には、この条例に違反している結論が出た場合は、辞職勧告等について議会に諮ることができることとなっていることから、これに基づいて辞職勧告をするものです。

審査報告書によると、インターネット上の長期にわたり、小唄議長に対する誹謗中傷が続いたため、東京地方裁判所に書き込み者の情報開示の提訴を行ったところ、勝訴し、その結果開示をされた発信者の住所、氏名、メールアドレスが杉山 清議員のものでした。

その書き込み内容は、小唄議長の社会的評価を低下させるもので、政治倫理審査条例第2条第6号の政治活動に関して政治的及び道義的な批判を受けるおそれがある行為をしないようという条例に抵触していると全会一致で判断したという結果報告でございます。

つい最近、テレビ出演していた女性がネット上の誹謗中傷で自殺をした事件があり、この事件について、高市早苗総務大臣は、匿名で他人を誹謗中傷する行為は人として卑劣で許し難いと述べ、発信者の特定を容易にするための制度改正をスピード感を持って行うと語っております。自民党も、発信者特定手続の簡素化や厳罰化を視野に、今国会中に提言を求めるとのことでございます。このように国でも問題になっている卑劣な行為であります。

町の顧問弁護士が入っている政治倫理審査会で公平・公正に審査していただいた結果、全会一致で城里町政治倫理条例第2条第6号に抵触すると判断された結果であるので、これを真摯に受け止め、直ちに議員辞職するようにここに勧告するものです。

以上、議員辞職勧告の提案理由でございます。

○議長（小唄 孝君） これから質疑を行います。

発議第4号についての質疑を求めます。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（小唄 孝君） 質疑なしと認めます。

これから討論に入ります。

発議第4号に対する討論はございませんか。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（小唄 孝君） 討論なしと認めます。

以上で討論を終結いたします。

これより、発議第4号 杉山清議員に対する議員辞職勧告決議についてを採決いたします。

〔7番三村孝信君、11番小林祥宏君退場〕

○議長（小唄 孝君） 退席者2名。退席者、11番小林祥宏君、7番三村孝信君が退席しました。

これより、発議第4号 杉山清議員に対する議員辞職勧告決議についてを採決いたします。

本案に賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（小唄 孝君） 起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

退席者の入場を求めます。

〔7番三村孝信君、11番小林祥宏君入場〕

○議長（小唄 孝君） 杉山 清議員に申し上げます。ただいま動議がありました杉山清議員に対する議員辞職勧告決議は可決をされましたことを報告いたします。

ここで暫時休憩いたします。

午後1時から会議を再開いたします。

午前11時56分休憩

午後 1時00分開議

○議長（小唄 孝君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

日程追加

○議長（小唄 孝君） ここで本席を副議長と交代いたします。

〔副議長阿久津則男君、議長席に着席〕

○副議長（阿久津則男君） それでは、暫時の間、議長に代わって副議長の私が議長の職務を務めさせていただきます。よろしくご協力のほど、お願いを申し上げます。

ただいま、小坪 孝君より議長辞職願が提出されました。

お諮りいたします。

この際、議長辞職の件を日程に追加し、直ちに議題とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（阿久津則男君） ご異議なしと認めます。よって、議長辞職の件を日程に追加し、議題とすることに決定いたしました。

議会事務局長に追加日程を配付させます。

〔追加日程配付〕

城里町議会議長辞職の許可について

○副議長（阿久津則男君） 追加日程第6、城里町議会議長辞職の許可についてを議題といたします。

地方自治法第117条の規定により、除斥に該当すると認められますので、小坪 孝君の本会議場退場を求めます。

〔議長小坪 孝君退場〕

○副議長（阿久津則男君） お諮りいたします。

小坪 孝君の議長の辞職を許可することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（阿久津則男君） ご異議なしと認めます。

小坪 孝君の議長の辞職を許可することに決定いたしました。

小坪 孝君の本会議場入場を認めます。

〔14番小坪 孝君入場〕

○副議長（阿久津則男君） 小坪 孝君に申し上げます。議長の辞職が認められました。

ここで、小坪 孝君のご挨拶をいただきたいと存じます。

〔14番小坪 孝君登壇〕

○14番（小坪 孝君） 最後にご挨拶の機会を与えていただきまして、皆様にお礼申し上げます。議会議員の皆さん、そして執行部の皆さん、本当にお世話になりました。

今後とも議員として、一生懸命、城里町のために頑張っていきたいと思っておりますので、何とぞよろしくお願いを申し上げ、感謝に代えさせていただきます。本当にありがとうございました。

○副議長（阿久津則男君） ここで暫時休憩をいたします。

議員各位は控室にお集まりください。

午後 1時05分休憩

午後 1時10分開議

○副議長（阿久津則男君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

日程追加

○副議長（阿久津則男君） ただいま議長が欠員となりました。

お諮りいたします。

この際、議長の選挙について日程を追加し、直ちに選挙を行いたいと存じますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（阿久津則男君） 異議なしと認めます。よって、議長の選挙についてを日程に追加し、選挙を行うことに決定いたしました。

議会事務局長に追加日程を配付させます。

〔追加日程配付〕

選挙第4号 城里町議会議長の選挙について

○副議長（阿久津則男君） お諮りいたします。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選にしたいと存じます。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（阿久津則男君） 異議なしと認めます。よって、指名推選で行うことに決定いたしました。

さらに、お諮りをいたします。

指名推選の方法については副議長が指名したいと存じますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（阿久津則男君） 異議なしと認めます。よって、副議長が指名することに決定いたしました。

議長に、関 誠一郎君をご指名申し上げます。

お諮りいたします。

ただいま副議長が指名いたしました関 誠一郎君を議長の当選人と定めることにご異議

ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（阿久津則男君） 異議なしと認めます。よって、ただいま指名した関 誠一郎君が議長に当選されました。

ここで、城里町議会会議規則第32条第2項の規定により、城里町議会議長選挙の当選人である旨を告知いたします。

ただいま議長に当選されました関 誠一郎君に、当選承諾及びご挨拶をお願い申し上げます。

新議長関 誠一郎君、登壇をお願いいたします。

9番関 誠一郎君。

〔9番関 誠一郎君登壇〕

○9番（関 誠一郎君） このたび、議員各位からご推挙をいただき、第8代城里町議会議長に就任いたしました。その責任の重さに身の引き締まる思いであります。議員の皆様方のお力添えをいただきながら、全身全霊を傾けて、城里町発展のため、そして議会発展のために働いてまいる決意でございます。

我々議会の果たす役割は、行政から示される予算及び議案に対して、正しく可否を判断し、監視機能を発揮することが最も大切な使命です。重要課題が山積しております。議会といたしましては、住民の代表として、より一層活発な議論と住民の皆様には納得できる説明責任を果たし、本町の限りない発展のために力を尽くしていきたいと考えております。

皆様におかれましては、今後ともご指導ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げ、議長就任の挨拶といたします。

○副議長（阿久津則男君） 続いて、町長よりご祝辞をいただきたいと存じます。

町長上遠野 修君。

〔町長上遠野 修君登壇〕

○町長（上遠野 修君） ただいま第8代城里町議会議長に就任されました関 誠一郎議員に、心よりお祝いを申し上げます。どうか城里町発展のため、一層のご尽力とご指導を賜りますようお願い申し上げまして、祝辞といたします。

おめでとうございます。

○副議長（阿久津則男君） ありがとうございました。

以上で議長の職務を終了させていただきます。

ここで一言御礼を申し上げたいと存じます。

議員各位のご協力を賜り、重責を果たすことができました。厚く御礼を申し上げます。

それでは、関 誠一郎新議長、議長席にご着席ください。

〔議長関 誠一郎君、議長席に着席〕

○議長（関 誠一郎君） ここで暫時休憩いたします。

議員及び執行部の皆様はこのままお待ちください。副議長は議長室へお願いいたします。

午後 1時16分休憩

午後 1時17分開議

○議長（関 誠一郎君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

日程追加

○議長（関 誠一郎君） ただいま、阿久津則男君より副議長辞職願が提出されました。お諮りいたします。

この際、副議長辞職の件を日程を変更し、直ちに議題とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関 誠一郎君） よって、副議長辞職の件を日程に追加し、議題とすることと決定いたしました。

議会事務局長に追加日程を配付させます。

〔追加日程配付〕

城里町議会副議長辞職の許可について

○議長（関 誠一郎君） 追加日程第8、城里町議会副議長辞職の許可についてを議題といたします。

地方自治法第117条の規定により、除斥に該当すると認められますので、阿久津則男君の本会議場退場を求めます。

〔副議長阿久津則男君退場〕

○議長（関 誠一郎君） お諮りいたします。

阿久津則男君の副議長の辞職を許可することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関 誠一郎君） ご異議なしと認めます。

阿久津則男君の副議長の辞職を許可することに決定いたしました。

阿久津則男君の本会議場入場を認めます。

〔10番阿久津則男君入場〕

○議長（関 誠一郎君） 阿久津則男君に申し上げます。副議長の辞職が認められました。ここで、阿久津則男君にご挨拶をいただきたいと存じます。

〔10番阿久津則男君登壇〕

○10番（阿久津則男君） 平成30年3月の第2回臨時会で、皆様方のご推挙により副議長の要職に就任してから今日まで、議員各位の温かいご支援とご協力により、大過なく務めることができました。ここに謹んで御礼を申し上げます。

今後も一議員として、町の進展に努めてまいりますので、変わらぬご指導ご鞭撻をよろしくお願いを申し上げます。退任の挨拶とさせていただきます。長い間お世話になりました。ありがとうございました。

○議長（関 誠一郎君） ここで暫時休憩いたします。

議員各位は控室にお集まりください。

午後 1時21分休憩

午後 1時26分開議

○議長（関 誠一郎君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

日程追加

○議長（関 誠一郎君） ただいま、副議長が欠員となりました。

お諮りいたします。

この際、副議長の選挙について日程を変更し、直ちに選挙を行いたいと存じますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関 誠一郎君） ご異議なしと認めます。よって、副議長の選挙についてを日程に追加し、選挙を行うことに決定いたしました。

議会事務局長に追加日程を配付させます。

〔追加日程配付〕

選挙第5号 城里町議会副議長の選挙について

○議長（関 誠一郎君） お諮りいたします。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選にしたいと存じます。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関 誠一郎君） ご異議なしと認めます。よって、指名推選で行うことに決定いたしました。

さらに、お諮りします。

指名推選の方法については議長が指名したいと存じますが、これにご異議ございません

か。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関 誠一郎君） ご異議なしと認めます。よって、議長が指名することに決定いたしました。

副議長に、河原井大介君をご指名申し上げます。

お諮りいたします。

ただいま議長が指名いたしました河原井大介君を副議長の当選人と定めることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関 誠一郎君） ご異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしました河原井大介君が副議長に当選されました。

ここで、城里町議会会議規則第32条第2項の規定により、城里町議会副議長選挙の当選人である旨を告知いたします。

ただいま副議長に当選されました河原井大介君に、当選承諾及びご挨拶をいただきたいと存じます。

副議長河原井大介君、登壇をお願いいたします。

〔8番河原井大介君登壇〕

○8番（河原井大介君） ただいま議員の皆様にご推挙を賜りまして、心より感謝を申し上げます。議長を補佐しながら、町政発展のために尽力してまいりたいと思います。

引き続きの皆様方のご指導賜りますよう、心よりお願い申し上げます。本日は誠にありがとうございます。

○議長（関 誠一郎君） 続いて、町長よりご祝辞をいただきたいと存じます。

町長上遠野 修君。

〔町長上遠野 修君登壇〕

○町長（上遠野 修君） ただいま城里町議会副議長に就任されました河原井大介議員に心よりお祝いを申し上げます。議長を補佐され、議会運営にご尽力されますこと、ご指導をいただけますことをご祈念申し上げまして、ご挨拶とさせていただきます。本当におめでとうございます。

○議長（関 誠一郎君） ありがとうございました。

ここで暫時休憩いたします。

休憩中に、議会運営委員並びに議会選出監査委員の選任についてを決定していただきます。議会運営委員会の方は委員会室にお集まりください。

午後 1時31分休憩

午後 1時45分開議

○議長（関 誠一郎君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

日程追加

○議長（関 誠一郎君） ここで、本席を副議長と交代いたします。

〔副議長河原井大介君、議長席に着席〕

○副議長（河原井大介君） それでは、暫時の間、議長に代わって、副議長の私が議長の職務を務めさせていただきます。不慣れのため、お聞き苦しい点があるかと存じますが、よろしくご協力のほどお願いいたします。

ただいま、関 誠一郎君より議会運営委員を辞任したい旨の申出がありました。

お諮りいたします。

この際、関 誠一郎君の議会運営委員辞任の許可の件を日程に追加し、直ちに議題とすることにご異議ございませんでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（河原井大介君） ご異議なしと認めます。よって、議会運営委員辞任の許可についてを日程に追加し、議題とすることに決定いたしました。

議会事務局長に追加日程を配付させます。

〔追加日程配付〕

城里町議会運営委員会委員辞任の許可について

○副議長（河原井大介君） 追加日程第10、議会運営委員辞任の許可についてを議題といたします。

地方自治法第117条の規定により、除斥に該当すると認められますので、関 誠一郎君の本会議議場の退場を求めます。

〔9番関 誠一郎君退場〕

○副議長（河原井大介君） お諮りいたします。

関 誠一郎君の議会運営委員の辞任を許可することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（河原井大介君） ご異議なしと認めます。

関 誠一郎君の議会運営委員の辞任を許可することに決定いたしました。

関 誠一郎君の本会議場入場を求めます。

〔9番関 誠一郎君入場〕

○副議長（河原井大介君） 関 誠一郎君に申し上げます。議会運営委員の辞任が認められました。

以上で議長の職務を終了させていただきます。

ここで一言お礼を申し上げたいと思います。不慣れな議事進行にもかかわらず、皆様のご協力を賜り、誠にありがとうございます。

それでは、関議長、議長席にご着席お願いいたします。

〔議長関 誠一郎君、議長席に着席〕

○議長（関 誠一郎君） 会議を再開いたします。

日程追加

○議長（関 誠一郎君） 議会運営委員会において、定数の欠員が生じました。

お諮りいたします。

この際、議会運営委員欠員補充の選任の件を日程に追加し、直ちに議題とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関 誠一郎君） ご異議なしと認めます。

議会事務局長に追加日程案を配付させます。

〔追加日程配付〕

城里町議会運営委員会委員欠員補充の選任について

○議長（関 誠一郎君） 追加日程第11、議会運営委員欠員補充の選任についてを議題といたします。

お諮りいたします。

議会運営委員会委員の選任につきましては、城里町議会委員会条例第6条第1項の規定により、議長が会議に諮って指名することになっておりますので、議長により指名したいと存じますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関 誠一郎君） ご異議なしと認めます。よって、議長より指名いたします。

議会運営委員会委員に、14番小坪 孝君を補充指名いたします。

ここで暫時休憩いたします。

休憩中、委員会室において、議会運営委員会の正副委員長の互選をお願いいたします。

午後 1時50分休憩

午後 1時50分開議

○議長（関 誠一郎君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

城里町議会運営委員会正副委員長の報告

○議長（関 誠一郎君） 議会運営委員会の正副委員長互選の結果について報告いたします。

議会運営委員会委員長に10番阿久津則男君、副委員長に14番小坪 孝君がそれぞれ決定いたしましたので、ご報告いたします。

日程追加

○議長（関 誠一郎君） ここで、日程の追加についてお諮りいたします。

ただいま町長より、議案第49号 城里町監査委員の選任につき同意を求めることについて、ご提案がありました。

この際、日程に追加し、直ちに議題といたしたいと存じますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関 誠一郎君） ご異議なしと認めます。議案第49号を日程に追加し、直ちに議題とすることに決定いたしました。

議会事務局長に追加日程を配付させます。

〔追加日程配付〕

議案第49号 城里町監査委員の選任につき同意を求めることについて

○議長（関 誠一郎君） 追加日程第12、議案第49号 城里町監査委員の選任につき同意を求めることについてを議題といたします。

ここで、地方自治法第117条の規定により、除斥に該当すると認められますので、14番小坪 孝君の本会議場の退場を求めます。

〔14番小坪 孝君退場〕

○議長（関 誠一郎君） 提案理由の説明を求めます。

町長上遠野 修君。

〔町長上遠野 修君登壇〕

○町長（上遠野 修君） 議案第49号 城里町監査委員の選任につき同意を求めることについてであります。城里町監査委員のうち議会議員からの選任の監査委員の退職に伴い、新たに議会議員から選任する監査委員として、城里町大字石塚1154番地の2、小坪 孝議員を選任いたしたく、地方自治法196条第1項の規定により、議会の同意を求めるもので

ございます。

○議長（関 誠一郎君） それでは、議案の質疑に入ります。
議案第49号についての質疑を求めます。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（関 誠一郎君） 質疑なしと認めます。

以上で質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

議案第49号に対する討論はございませんか。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（関 誠一郎君） 討論なしと認めます。

以上で討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

議案第49号 城里町監査委員の選任につき同意を求めることについてを採決いたします。

本案は原案のとおり同意することに賛成の方はご起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（関 誠一郎君） 起立多数です。よって、本案は原案のとおり同意することに決定いたしました。

ここで、14番小坪 孝君の本会議場入場を認めます。

〔14番小坪 孝君入場〕

議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査について

総務民生常任委員会の閉会中の所掌事務調査について

教育産業常任委員会の閉会中の所掌事務調査について

○議長（関 誠一郎君） 次に、日程第12、議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査についてから日程第14、教育産業常任委員会の閉会中の所掌事務調査についての3件を一括議題といたします。

各委員長から会議規則第72条の規定により、各委員会の運営に関する事項について、閉会中の継続審査の申出があります。

お諮りいたします。

各委員長から申出のとおり、閉会中の継続審査とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関 誠一郎君） ご異議なしと認めます。したがって、各委員長からの申出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定いたしました。

- 報告第32号 城里町国民健康保険条例施行規則の一部を改正する規則
- 報告第33号 城里町立学校の教育職員の在校等時間の上限等に関する方針に関する規則の制定
- 報告第34号 わくわく茨城生活実現事業における移住支援金交付要綱の一部を改正する告示
- 報告第35号 令和元年台風19号による被災者に対する城里町国民健康保険税の免除に関する取扱要綱の一部を改正する告示
- 報告第36号 令和元年台風19号による被災者に対する城里町国民健康保険一部負担金等の免除に関する取扱要綱の一部を改正する告示
- 報告第37号 令和元年台風第19号による被災者に対する城里町介護保険料の減免に関する取扱要綱の一部を改正する告示
- 報告第38号 令和元年台風第19号による被災者に対する城里町介護保険利用者負担額の免除に関する取扱要綱の一部を改正する告示
- 報告第39号 城里町農業機械導入事業補助金交付要綱の一部を改正する告示
- 報告第40号 城里町コミュニティ助成事業補助金交付要綱の制定
- 報告第41号 城里町特別定額給付金事業実施要綱の制定
- 報告第42号 城里町ご当地ナンバープレート選定委員会設置要綱の制定
- 報告第43号 新型コロナウイルス感染症の影響に対する城里町国民健康保険税の減免に関する取扱要綱の制定
- 報告第44号 城里町公共用財産の用途廃止に関する事務取扱要綱の制定
- 報告第45号 城里町子育て世帯への臨時特別給付金支給事業実施要綱の制定
- 報告第46号 新型コロナウイルス感染症の影響による城里町介護保険料の減免に関する取扱要綱の制定
- 報告第47号 令和元年台風第19号による城里町集中処理浄化槽改修事業費補助金交付要綱の制定
- 報告第48号 城里町農林畜産物生産継続支援事業実施要綱の制定
- 報告第49号 城里町中小企業等継続応援給付金交付要綱の制定
- 報告第50号 城里町元気アップ振興券事業実施要綱の制定
- 報告第51号 城里町元気アップ振興券事業補助金交付要綱の制定
- 報告第52号 令和元年度城里町一般会計繰越明許費繰越計算書
- 報告第53号 令和元年度城里町一般会計継続費繰越計算書
- 報告第54号 令和元年度城里町一般会計事故繰越し繰越計算書
- 報告第55号 令和元年度城里町公共下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書
- 報告第56号 令和元年度城里町水道事業会計予算繰越計算書
- 報告第57号 令和元年度城里町行政評価報告書

- 報告第58号 歴史民俗資料館（黒澤止幾生家）保存活用計画
- 報告第59号 城里町健康づくり計画
- 報告第60号 城里町一般廃棄物処理基本計画（改訂版）
- 報告第61号 城里町災害廃棄物処理計画
- 報告第62号 城里町環境センター跡地利用計画
- 報告第63号 城里町立地適正化計画
- 報告第64号 例月出納検査報告（3月、4月、5月執行分）

○議長（関 誠一郎君） 次に、日程第15、報告第32号 城里町国民健康保険条例施行規則の一部を改正する規則から日程第47、報告第64号 例月出納検査報告（3月、4月、5月執行分）の33件については、後ほどご熟読願います。

以上で、今期定例会に付議されました議案は全て議了いたしました。

町長挨拶

○議長（関 誠一郎君） ここで、町長より発言を求められておりますので、この際、これを許可いたします。

町長上遠野 修君。

〔町長上遠野 修君登壇〕

○町長（上遠野 修君） 令和2年第2回城里町議会定例会の閉会に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

8日間にわたりました議会定例会でありましたが、小坪議長の下、慎重審議をいただき、ご提案いただきました全議案につきまして可決決定をいただき、厚く御礼を申し上げます。会期中、議員各位から賜りました貴重なご意見につきましては、今後の町政執行において十分参考にさせていただきたいと考えております。

最後になりますが、梅雨の季節となり、不安定な天候が続いております。終息に向かっているとはいえ、新型コロナウイルスの感染も心配されております。

議員各位におかれましては、体調管理に十分注意され、城里町発展のため重ねてご尽力いただきたくお願い申し上げます。私の挨拶とさせていただきます。

ありがとうございました。

新議長挨拶

○議長（関 誠一郎君） 閉会に当たり、一言ご挨拶申し上げます。

議員各位には、会期中、終始熱心なるご審議と議会運営に格別なる配慮を賜り、ここに

全議案を審議し終了できますことを心から御礼と感謝を申し上げます。

また、執行部におかれましては、議員各位よりございましたご指摘やご意見を真摯に受け止め、住民福祉の向上にご尽力されますことを望みます。

閉会の宣告

○議長（関 誠一郎君） 以上で令和2年第2回城里町議会定例会を閉会いたします。
大変お疲れさまでした。

午後 2時00分閉会